

平成28年8月2日

株式会社ビーボ
代表取締役 武川克己 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川萬里子



ご 連 絡

本協会は平成28年6月30日付で貴社に対し、「ご連絡」書面を送付しました。貴社からは平成28年7月19日付で「回答書」をいただきました。ご対応いただき、ありがとうございます。

貴社からの回答書ならびに添付資料1及び2により、利用規約第7条のうち、最低継続回数未満の解約権を一律に制限している部分及び解約に際して解約理由の告知を必須条件としている部分の是正が図られたものと確認いたしました。

申し入れ当初よりご対応頂いておりました総額表示への取組を含め、今回の貴社のご対応につきましては、本協会の申し入れに関し、誠実、真摯なご対応をしていただけたものと高く評価いたします。

本件の申し入れにつきましては、これで終了することとしたいと存じますが、本協会は、今後も貴社規約及び貴社ホームページの表示ならびにそれらの実際の運用等が法の趣旨に沿った適正なものであるかについて、関心を持って注視し、違法・不当な運用があれば改めて是正の申し入れ等を行う所存です。

なお、本「ご連絡」書面ならびに貴社からのご回答の内容を含めた本件の一連の経過について、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として本協会において公表することを念のため申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グラントメゾン日本橋堀留 101

公益社団法人全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL : 03 - 5614 - 0543

FAX : 03 - 5614 - 0743